

# 農業委員の紹介

(議席順)

議席	氏名	住所	種別	部会別	議席	氏名	住所	種別	部会別
1	岡田 宗樹	新築賀町	選挙	農政	17	永易 義光	田の上	土地改良	農政
2	白島 誠二	船木	選挙	農地	18	藤田 統惟	中萩町	選挙	農地
3	矢野 武	船木	選挙	農地	19	加藤喜三男	坂井町	学識	農地
4	原 國統	内野新三町	選挙	農地	20	飯尾 利治	萩生	選挙	農政
5	野口 武夫	大生院	選挙	農政	21	澤田 眞生	下泉町	選挙	農政
6	山内 孝之	久保田町	農協	農政	22	藤田 統惟	庄内町	学識	農政
7	近藤義一郎	別子山	学識	農地	23	藤田 葵	船木	選挙	農政
8	河端 廣	宮原町	選挙	農政	24	田中 悦男	楠崎	選挙	農政
9	石井 俊一	八幡	選挙	農地	25	伊藤 優子	庄内町	学識	農政
10	青野 幸水	滝の宮町	選挙	農地	26	岡田 雅夫	宇高町	選挙	農政
11	楨木 康	東田	選挙	農政	27	野田 照秋	城下町	選挙	農地
12	福田 良臣	多喜浜	選挙	農地	28	小野 輝雄	沢津町	選挙	農地
13	白石 正直	阿島	選挙	農政	29	福本 頼幸	萩生	選挙	農政
14	鈴木 勝美	喜光地町	選挙	農地	30	白石 享敏	阿島	農業共済	農地
15	藤田 幸正	垣生	選挙	農政	31	山本 崇仁	神郷	選挙	農地
16	高橋 秀人	大生院	選挙	農地	32	岡田 宜近	田の上	選挙	農地



ご相談・ご質問は  
各地域の農業委員まで！

## 玉野市農業委員会が 視察にきました



平成19年9月27日、玉野市農業委員会が  
新居浜市の遊休農地対策（景観形成作物取り  
組み事業）について研修しました。

## 認定農業者との 意見交換会

平成19年2月5日、認定農業者と農業委員  
会との意見交換会が行われました。  
遊休農地を増やさないようにすることなど、  
新居浜市の農業の現状について協議・検討さ  
れました。



# 会長あいさつ



新居浜市農業委員会  
会長 岡田 宗樹

第十九期農業委員の任期もあと半年余りとなりましたが、まだまだ多くの課題が残されており、農地パトロール結果の確認・農業者年金の加入促進・標準小作料の改訂や市長への建議等多くの業務を遂行しなければなりません。各農業委員さんや関係者の皆様のご協力を得て、その責務を果たしたいと考えております。

さて、今年度は六月に一部の地区で水不足のため希望する出刈えができなかったと聞き、本当に残念な思いをいたしました。

一方、私達農業委員は、今年度も遊休農地や荒廃地の減少を目標に、景観作物を付けたり、農地パトロ

ールを実施いたしました。依然として減少していないのが実情です。

平成十九年度からスタートした「国目横断的経営安定対策」は、意欲と能力のある担い手として四人の認定農業者が加入され、日本一の愛媛の稲妻に「役担つていただくことになりました。また「農地・水・環境保全対策」は、三つの地区が取り組んでいますが、これもひとえに、関係団体のご協力の賜物であり感謝を申し上げます。

われわれ農業委員は、今後も残された短い期間を新居浜市の農業の発展に尽力してまいりますので、引き続きよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

なお申し添えますが、平成十八年度の「にいほま農業委員会だより」は、平成十九年八月に第二十一回四国ブロック農業委員会情報紙コンクールにおさまして最優秀賞の表彰を受けたことを報告いたします。



# 新農業委員紹介

## 議会推薦

\*平成十九年五月十五日から、藤田統惟委員、伊藤優子委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。



藤田 統惟  
庄内町三丁目  
農政部会



伊藤 優子  
庄内町一丁目  
農政部会



加藤 喜三男  
坂井町二丁目  
農地部会

\*平成十九年六月二十一日から、加藤喜三男委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。

お疲れさまでした。

橋本 朝幸さん（議会推薦）  
福田 正忠さん（議会推薦）  
仙波 憲一さん（議会推薦）

現在の第十九期農業委員の任期は、平成二十年七月十九日までです。  
残りの任期、総勢三十二名で活力ある新居浜農業の確立に向け頑張ります。

## 全国農業新聞を 購読しましょう！

☆農業経営、くらしに役立つ情報が満載☆

発行日 毎週金曜日  
購読料 月額600円



お申込は農業委員または農業委員会事務局まで！



# 平成20年度は 農業委員会委員改選の年です

## 選挙人名簿の登録申請をお忘れなく!!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会が審査・判断を行ったものに基づいて、選挙管理委員会が作成します。

### 農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。



※ 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。  
 ※ 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。  
 (例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登録されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

平成20年度は、3年に1回の農業委員改選の年に当たります。申請用紙は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて皆さんに配布していますので、申請漏れのないよう選挙権の資格のある方は必ず農業委員会までご提出ください。

# 委員報告

\*先進地視察研修\*

研修先・農業生産法人(株)花の海

道の駅仁保の郷  
(山口県山陽小野田市)

研修日 平成19年五月十六日~十七日

## 《農業委員の感想》

農業生産法人  
株式会社 花の海について



平成十六年から三カ年、国の強い農業づくり交付金九億円が交付され、総事業費十八億円の経営構造対策事業として取り組んできた。生産販売規模は、ミニバラ百万鉢、



苗生産六百万本、観光イチゴ四十九トン、六万人集客、交流施設十四万人集客、売上目標八億円など。数字を聞くと驚きの一声であった。しかしこの地域にとっ

て「花の海」が下地となっており、課題であった担い手の育成や、多様な分野の専門知識や技術者の人材の確保や育成も出来ていり、農地の集積・管理による土地生産性も向上していると思われる。



### 道の駅 仁保の郷について

地元の特産品と出会える交流拠点としての道の駅である。単に地産地消の場として道の駅でなく、中山



間地域の拠点として、地域住民の集いの場都市と農村の交流の場として、有限会社仁保の郷を平成十二年四月に立ち上げ、農産物直売施設、特産品加工施設を開設すると共に、年間をとおして、各種イベントを行い、地域住民のコミュニケーション活動や、地域を越えた市民の交流などをとおして、活力のある地域社会の形成に努めていた。本市の四季菜広場についても、人的交流を考慮した立地条件の検討が必要でないかと思われる。

### 研修を終えて

二つの法人の研修を通じて思ったことは、「やる気」が人を動かす。大きな組織に発展していくことを学んだ。また、これからの新居浜市の個人中心とした農業のあり方についても考えを新たにさせられた。私達の新居浜市もこれからの農業の進むべき方向は、法人化して農地を守る検討が必要であると強く思った。



# 農業者年金



国が支える、安心が大きくる

## 担い手積立年金

【担い手積立年金】は農業者年金の愛称です。

農業に従事する方ならどなたでも加入いただけます



### 農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

### 少子高齢化時代に強い年金です

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。保険料など年金資産は、農業者年金基金が安全かつ効率的な運用を行い、平成14年度から平成18年度の5年間の平均利回りは年3.45%です。

また毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせいたします。

### 終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

### 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。\* 農業経営の状況や後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

### 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です）。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。

※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

# 安心できる農地の貸し借りを進めよう

## 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画

農地の権利移転に係る農地法の適用を除外し、農地の流動化を促進するための仕組みを定めたものです。市や農業委員会といった公的機関が介在することで、安心して農地の貸借等がおこなえます。

貸したいけれど相手がみつからない

借りたいけれど詳しい手続きがわからない



農業委員会

仲介・相談役が入り、話し合いをします。



出し手と受け手の結びつきをお手伝いします

市が手続き・審査を行います。

## 審査のポイント

- 1 耕作する意欲と能力があること
- 2 農作業従事日数が年間150日以上あること
- 3 利用権設定後の面積が3,000㎡以上であること
- 4 通作が可能な距離であること

## 農用地利用集積計画の公告

農業委員会の決定を経て、市が公告（農地法第3条の許可は不要）

利用権の設定・移転の成立



## 利用権設定のメリット

### 出し手（貸し手）

- \* 耕作補償の心配がいりません
- \* 期間が来れば自動的に所有権が戻ります
- \* 市外在住でも設定可能です

### 受け手（借り手）

- \* 農地法の許可なしで簡単に申請できます
- \* 期間が来ても再設定が可能です
- \* 経営規模の拡大が容易にできます



## 期間終了をお知らせします。

更新しますか？又は終了しますか？期間が終了しますと自動的に返還されます。継続して貸すこともできます。

# 農地法第4条・第5条の推移

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
第4条	98	50,591.02	66	41,071.00	44	26,797.00
第5条	166	77,750.33	196	113,108.51	215	135,400.87
合計	264	128,341.35	262	154,179.51	259	162,197.87

※第4条 権利移動を伴わない転用許可 第5条 転用を目的とする権利移動の許可

## イノシシから農作物を守ろう!



近年、イノシシ等による農作物への被害が増えています。  
平成十九年八月十七日、大生院地区でイノシシ侵入防止のための金網設置の話し合いを行いました。



## 新居浜市地域担い手育成総合支援協議会が設立されました

当協議会は、県農政普及課、市農林水産課、JA、農業委員会等の関係機関が連携して、認定農業者の経営発展の支援や、集落営農組織の組織化・法人化支援等、地域における担い手育成・確保のための各種の支援活動を実施します。



場所：JA新居浜市経済センター 2階（坂井町）  
電話：41-5701（担当 佐々木）

## 安井 孝さん講演会

平成19年7月5日、今治市の安井孝さんをお迎えして、「今後の地域農業のあり方について」という演題で、講演会が行われました。

今治市は、「地産地消」や「食の安全性」の実践に先進的に取り組んでおり、小学校の生涯学習で食育を行う、学校給食に地元で作った有機野菜を使うなど、具体的な事例をあげてお話をしてくださいました。

今後、新居浜市で地産地消を推進していくうえで大変参考になる講演会でした。



# 農地転用許可制度

農地に住宅を建てたい  
農地を駐車場にしたい  
農地に店舗を建てたい  
農地を資材置場にしたい



## 農地転用の許可が必要です。

農地は無断で転用できません。  
農知事の許可が必要です。

### 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすること。つまり農地に区画形質の変更を加えて住宅用地、道路、山林などの用地に転換することです。

### 一時的な農地転用とは？

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舎、砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可が必要です。

### 対象になる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として活用できる状態である限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の目的に供されている土地も農地とみなされます。

## 無断転用には厳しい罰則

違反者には最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

### 線引き廃止後の転用状況について…

新居浜市においては平成16年5月14日に線引きが廃止されたことに伴い、すべての農地（農用地区域内農地を除く）で原則農地転用が可能となりました。線引き廃止後、大型店舗の進出などが目立っています。転用件数の増加に伴い、産業の活性化が図られる反面、優良な農地が減少していく傾向にあります。耕作面積が狭いうえに人口の多い我が国では、食糧の自給率を確保するためにも、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法でさまざまな制限が設けられており、農地の転用を行う際には、農業委員会までご相談ください。

### ◆ 転用手続きの流れ ◆



- 農地転用等の許可は農業委員会で審議した後、農知事へ進呈します。
- 許可が下りるまでには約2ヶ月は必要です。
- 農業委員会は毎月開催しています。
- 中告の締め切りは原則毎月15日です。

農地転用の手続き、  
ご相談は農業委員会へ

TEL 65-1313

## 農地を適正に 管理しましょう

遊休農地が増えています！

### 農地パトロールによる遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成18年8月～平成18年11月)

	支所	遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合
		筆数	面積 (㎡)	
1	本所	45	26,148	2.80%
2	高津	25	19,348	2.07%
3	垣生	65	51,877	5.75%
4	神郷	121	69,685	4.73%
5	多喜浜	305	291,126	24.70%
6	船木	205	111,532	5.60%
7	角野	36	21,913	1.96%
8	泉川	139	90,322	6.61%
9	中萩	249	172,627	5.96%
10	大生院	98	69,527	4.89%
11	大島	—	—	—
12	別子山	47	39,114	3.78%
	合計	1,335	963,219	6.03%



農地は、農業者にとって重要な財産であるとともに農業生産、農業経営の基礎です。遊休化や耕作を放棄すると、農地としての重要な役割を果たせないばかりか、周辺農業への悪影響なども考えられます。

農地をいったん荒廃させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大の労力、時間、資金が必要です。

作付けをしない場合には、農地性が維持され、景観もよくなる**景観形成作物**（ひまわり・菜の花・コスモスなど）を植えるなど、近隣の迷惑にならないように適正に管理しましょう。

## 道路をよごさないように しましょう！

— 農作業後は 泥落しを —

農業機械のタイヤやキャタピラに土が付着したまま道路に出ると土が道路に落ち、交通の障害になります。

バイクや自転車が土に乗り上げ転倒すると大きな事故につながりますので、タイヤ等に付着した土は、道路に出る前によく落とし、道路に運び出すことのないよう注意してください。

また、万一道路に土を落とした際は、責任を持って清掃していただきますようお願いいたします。



## 担い手 ～次の世代へ～



白鳥誠二さん 49歳（農業委員）（船木）

露地野菜を夫婦とお母さんの3人で作っています。就農して13年、『船木でできる野菜を残したい。』と頑張っています。子供達に地元の安全で新鮮おいしい野菜を食べてもらいたいと思って、心をこめて作っています。キャベツ・キュウリ・ホウレン草などを学校給食に出しています。



これから  
ホウレン草の  
種を播きます。

10月～5月くらいまでが収穫の時期です。



藤田 準さん 25歳（垣生）

柑橘が専門です。共同機械利用者部会のオペレーターもしています。現在、ミカンには苗木を育てているところで大きくなったら樹園地に植え替えます。就農して4年、想像していたより現実は大変なこともあります。自分の育てた作物で大成するために、日々頑張っています。



後継者不足で若手が少ない中、頼もしい担い手です。

